

仙北市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

令和 6 年 1 0 月 7 日付秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、令和 7 年度からの給与制度のアップデートに準じた給与制度の整備のため、給料表の号給構成、扶養手当の額及び寒冷地手当の支給対象職員を改める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年仙北市条例第 3 7 号）の一部改正（第 1 条による改正）

- ① 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の支給額を 1 3, 0 0 0 円（現行 1 0, 0 0 0 円）に引き上げ、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることとする。（第 1 0 条関係）※令和 7 年度は経過措置あり

※経過措置を踏まえた各年度の手当額について

扶養親族／年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度以降
配偶者	6, 500 円	3, 000 円	支給しない
子	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円

- ② 新たに給料表の適用を受ける職員にも単身赴任手当を支給できることとする。（第 1 4 条第 3 項関係）

- ③ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の深夜に勤務をした管理又は監督の地位にある職員に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を平日の午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで（現行は平日の午前 0 時から午前 5 時まで）とすることとする。（第 2 1 条の 2 関係）

- ④ 寒冷地手当について、次に掲げる地域に在勤又は居住する職員若しくは寒冷及び積雪の度を考慮して規則で定める基準に適合する公署に在勤する職員に支給することとする。（第 2 8 条及び別表第 3 の 2 関係）

※令和 9 年度まで経過措置あり

秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（二ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡

山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡
--

※経過措置の内容について

令和６年度は寒冷地手当の支給対象だが改正後の令和７年４月１日から寒冷地手当が支給対象外となる職員について、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間経過措置を設ける。

経過措置の対象となる職員については、基準日（令和７年１１月１日から令和１０年３月の各月の初日）におけるその基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分で、寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして算出される寒冷地手当の額に、下の寒冷地手当経過措置区分表の割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給することとする。

○基準世帯等区分表

世帯等の区分	現 行
扶養親族のある世帯主	１９，８００円
扶養親族のない世帯主	１１，４００円
その他	８，２００円

○寒冷地手当経過措置区分表

令和７年１１月から令和８年３月まで	１００分の７５
令和８年１１月から令和９年３月まで	１００分の５０
令和９年１１月から令和１０年３月まで	１００分の２５

⑤ 職員に係る給料表の号給構成を改めることとする。（別表第１から別表第２関係）
※俸給体系について初任給・若年層の給与を大幅に引き上げ、管理職は職責や役割に見合った体系に刷新するため。

⑥ その他所要の規定の整備を行うこととする。
※定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当及び寒冷地手当を支給する改正を行う。

（２） 仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２２年条例第１号）の一部改正（第２条による改正）

- ① 特定任期付職員の業績手当を廃止することとする。（第７条関係）
- ② 特定任期付職員の令和７年６月に支給する期末手当の支給割合を１００分の９５（現行１００分の１７７．５）に引き下げることとする。（第８条第２項関係）
- ③ 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、令和７年６月以降に支給する勤勉手当の支給割合を１００分の８７．５とすることとする。（第８条第２項関係）
- ④ その他所要の規定の整理を行うこととする。

３ 施行期日等

- （１） この条例は、令和７年４月１日から施行することとする。
- （２） この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- （３） 仙北市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第２８号）について所要の規定の整理を行うこととする。